

令和2年11月10日
【防衛省】

【概要書】

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する
法律に基づく海賊対処行動について

の報告書が提出されました。

連絡先は省略。

海賊対処行動に関する新たな対処要項について

1. 趣旨

ソマリア沖・アデン湾における自衛隊の海賊対処行動については、現行の対処要項による海賊対処行動を命ずる期間が本年11月19日までとされているところ、同日以降も海賊対処行動を継続するため、新たな対処要項を作成する。

2. 海賊対処行動の必要性

ソマリア沖・アデン湾における海賊事案の発生件数については、自衛隊が活動を開始した平成21年から23年当時には年間200件以上発生していたが、自衛隊を含む各国部隊による海賊対処活動を始めとした国際社会の継続的な取組により、現在、低い水準で推移している。

他方、海賊を生み出す根本的な原因であるソマリア国内の貧困等の問題は解決しておらず、海賊行為に対処しなければならない状況には依然として変化が見られない。各国部隊も活動を継続しており、我が国としても、極めて重要な海上交通路であるソマリア沖・アデン湾における航行の安全確保に万全を期し、国際協調主義に基づく積極的平和主義の下、国際社会の平和と安定に引き続き貢献していくことが重要である。

これらの状況を踏まえれば、自衛隊がソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動を継続することは、本年11月20日以降も必要である。

3. 現行の対処要項からの変更点

(1) 海賊対処行動の必要性

変更なし

(2) 海賊対処行動を行う海上の区域

変更なし

(3) 海賊対処行動を命ずる自衛隊の部隊の規模及び構成並びに装備並びに期間 ア「規模及び構成」

① 「必要に応じ人員や整備機材等の航空輸送を本邦と当該拠点との間で実施するための部隊」の人員数の変更

本年4月、海賊対処行動の任務を終了し、部隊交替後、本邦へ帰投する固定翼哨戒機P-3Cに、経由地のベトナムにおいてエンジントラブルが発生した。当該事案に対しては、事案発生時、対処要項上「イ」の「必要

に応じ人員や整備機材等の航空輸送を本邦と当該拠点との間で実施するための部隊（人員約90名）」（以下「空輸隊」という。）として、当該P-3Cの運航と整備を行う要員等を空輸隊として編成し、本邦から派遣した。

他方、新型コロナウイルス感染症拡大が継続する中、民航機の運航が今後も不安定な状況が続くことが考えられる。このような状況も踏まえれば、通常の交替要員や物資の輸送を民航機ではなく自衛隊機により実施するため、空輸隊の人員枠全てを用いて部隊を編成し対応することも想定される。このような場合において、仮に本年4月のベトナムで発生した故障事案と同様の事案が生起すれば、故障対応に当たる要員の部隊が空輸隊の人員枠を超過するため編成できず、対応困難となるおそれがある。

以上に鑑み、本年4月に発生した故障事案を教訓に、海外において固定翼哨戒機P-3Cのトラブルが発生した場合にも安定的にミッションを継続することができるよう、自衛隊の態勢を万全に整える必要から、標記部隊の人員数の規定を「約90名」から「約130名」に改める。なお、約40名の増員とするのは、本年4月の故障事案における対応を踏まえれば、P-3Cが2機同時に故障した場合には、約40名の人員が必要となると見積もられるためである。

② 「ア及びイに規定する部隊が海賊行為への対処を行うために必要な業務を行うための部隊」の人員数の変更

ジブチ拠点については、令和3年度から既存施設の改修を予定しており、当該改修に従事する要員（監督業務の実施）を新たに派遣する必要がある。また、業務の適正化のため、一部の要員（歯科医官）を派遣海賊対処行動水上部隊から派遣海賊対処行動支援隊に振り替える。このため、標記部隊の人員数の規定を「（人員約110名。ただし、部隊の交替を行う場合は約220名）」から「（人員約120名。ただし、部隊の交替を行う場合は約230名）」に改める。

イ 「装備」

自衛隊の装備については変更なし。

ウ 「期間」

期間については、上記2に示した通り、当面の間、自衛隊による海賊対処行動を継続しなければならないことが見込まれるため、命ずる期間を令和2年11月20日から令和3年11月19日までの1年間とする。

（4）その他海賊対処行動に関する重要事項

変更なし

（以上）